

# 重度障がい児者・ご家族の悩みに 相談員がお応えします！

生まれつき重い障がいがある、あるいは事故や病気で重い障がいを負ったお子さんがおられるお父さんお母さん、何か困ったことや悩んでいることはありませんか？

鳥取県では、医療行為が必要な重症心身障がい児者をはじめとする重い障がいのあるお子さんやそのご家族の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、ご本人や家族の悩みや思いに寄り添い、行政・医療・福祉機関や教育機関との橋渡し役を行う「**鳥取県重度障がい児者相談員**」を各圏域に**1名ずつ配置**することとしました。

## 1 相談方法等

相談方法	電話又はメール。
相談対応日時	随時、相談に対応いたします。ただし、電話相談の場合は、すぐに対応できない場合等がありますので、その場合は、後ほど、相談員の方から電話連絡いたします。
相談経費	無料です。
相談内容	福祉サービスの利用、教育関係、医療関係など日頃困っていることや悩んでいることなど何でも結構です。お気軽にご相談ください。

## 2 相談員氏名等

圏域	相談員名	連絡先	
		電話	メール
東部圏域	小谷 尚史（こだに ひさし）	090-4803-3131	soudan14-toubu@docomo.ne.jp
中部圏域	林 るみ子（はやし るみこ）	080-2904-5273	soudan14-chubu@docomo.ne.jp
西部圏域	米谷 美恵（こめたに よしえ）	080-9793-4435	soudan14-seibu@softbank.ne.jp



鳥取県では、重症心身障がいを始めとする重度の障がいのある子どもたち等の生活や成長を支援し、家族が抱える負担の軽減を図るため、平成26年5月に、鳥取県重度障がい児者相談員制度を創設し、「鳥取県重症心身障害児（者）を守る会」からの推薦を受けた3名の方を相談員として配置しました。

相談員は、重度の心身障がい等のある子どもを育てた親としての育児経験をもとに、家庭での養育や毎日の生活に関する相談に応じたり、専門的な相談機関等へと支援をつなぐ役割を担っています。